

3 廃棄物関係

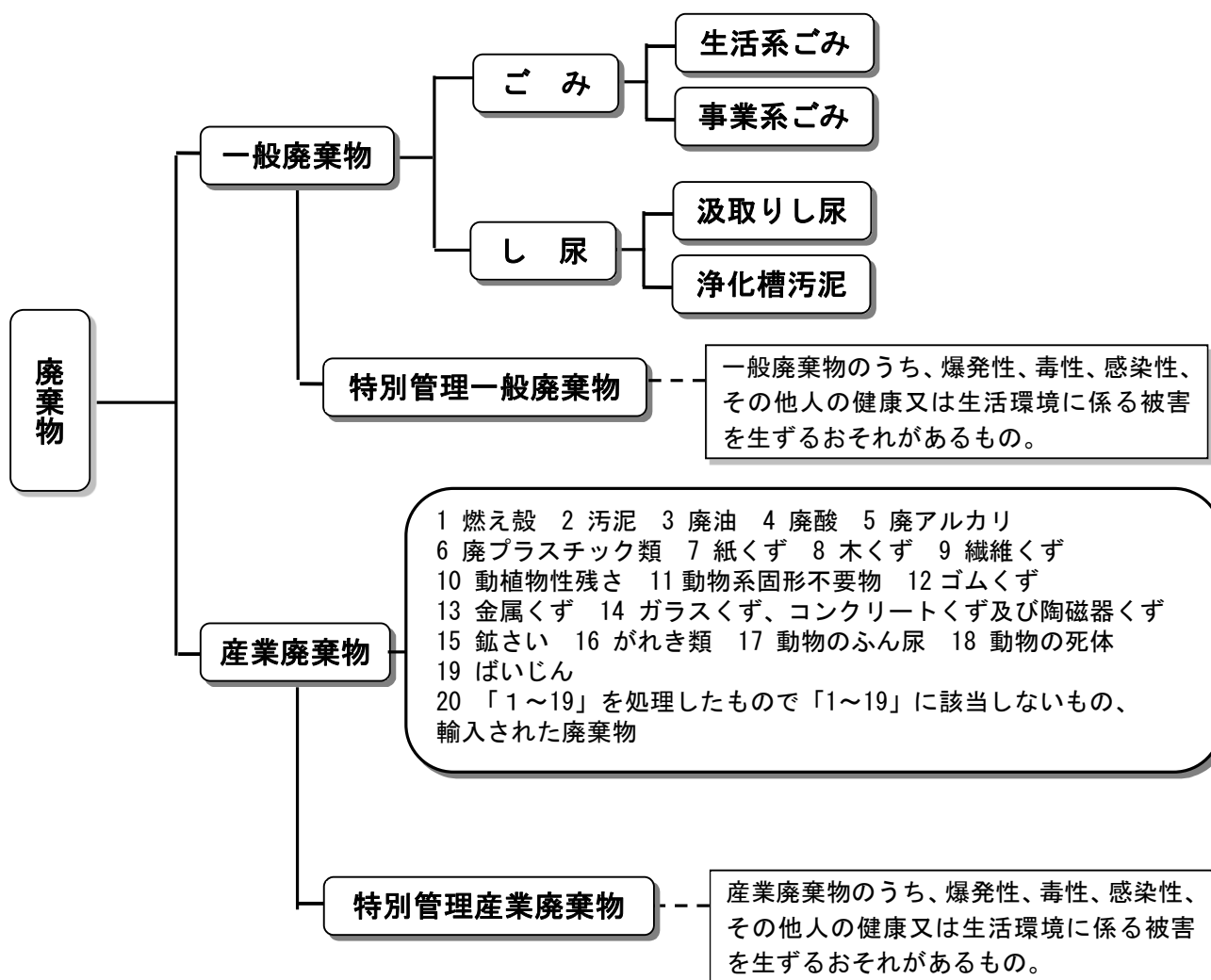
- 3.1 生活系可燃収集ごみの有料化の状況
- 3.2 廃棄物の分類
- 3.3 産業廃棄物の種類
- 3.4 産業廃棄物処理業による処理の実績
 - 3.4.1 産業廃棄物処理業による中間処理の実績
 - 3.4.2 産業廃棄物処理業による最終処分の実績
- 3.5 廃棄物処理法第 15 条に規定する許可施設の設置状況
- 3.6 県廃棄物条例に基づく許可施設の設置状況
- 3.7 産業廃棄物処理業者に係る許可業者数
- 3.8 県内の PCB 廃棄物の保管量、PCB 使用製品の使用量
- 3.9 自動車リサイクル法に基づく県内事業者の登録・許可状況

3.1 生活系可燃収集ごみの有料化の状況(2020年度実績)

超過有料制	指定袋制		料金徴収・指定袋 共になし
	処理料金上乗せ	袋代のみ	
有料化あり		有料化なし	
野田市	千葉市、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、東金市、旭市、勝浦市、八千代市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町	市川市、船橋市、松戸市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、鎌ヶ谷市、浦安市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町	流山市、我孫子市

3.2 廃棄物の分類

廃棄物は以下のように分類されます。



3.3 産業廃棄物の種類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」では、次のように産業廃棄物の種類を定めています。

廃棄物処理法では、産業廃棄物に該当しないものを一般廃棄物としています。なお、有価物及び次の①～⑤のものは、廃棄物処理法の対象となりません。
 ①気体状のもの、②放射性物質及びこれによって汚染されたもの、③港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの、④漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの、⑤土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

	種 類	適 用	業種指定
産業廃棄物	1 燃 え 殻	石炭灰、重油灰、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ	
	2 汚 泥	排水処理後及び各種製造業の製造工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、凝集沈殿汚泥、建設工事汚泥等	
	3 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ等	
	4 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、すべての酸性廃液	
	5 廃 アルカリ	廃ソーダ液等、すべてのアルカリ廃液	
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）など固形状及び液状のすべての合成高分子化合物	
	7 紙 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞巻取紙を使用して印刷発行を行う新聞業、印刷出版を行う出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず	有
	8 木 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、木材又は木製品の製造業（家具製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片等、貨物の流通のために使用したパレット等	有
	9 織 維 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く。）から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず	有
	10 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	有
	11 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜及び食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物	有
	12 ゴ ム く ず	天然ゴムくずのみ	
	13 金 属 く ず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くず等	
	14 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、レンガくず、廃石膏等	
	15 鉱 さ い	高炉、転炉、電気炉などの残さ、キューボラのノロ、ボタ、不良鉱石、粉炭かす、鋳物砂等	
	16 が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート片、アスファルト片、レンガ等	
	17 動物のふん尿	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの	有
	18 動物の死体	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの	有
	19 ば い じ ん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の焼却施設からのばいじん、集じん施設によって集められたもの	
	20	上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	
輸入された廃棄物		航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く廃棄物	
特別管理産業廃棄物	廃 油	廃油のうち揮発油類、灯油類、軽油類	
	廃 酸	水素イオン濃度指数（pH）2.0以下の廃酸	
	廃 アルカリ	水素イオン濃度指数（pH）12.5以上の廃アルカリ	
	感染性産業廃棄物	医療機関等から発生する注射針、注射筒、廃血液等	
	特定有害産業廃棄物	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニルを含む廃油、ポリ塩化ビフェニルが塗布され又は染み込んだ紙くず、木くず、繊維くず、ポリ塩化ビフェニルが付着し又は封入された又は廃プラスチック類若しくは金属くず、ポリ塩化ビフェニルが付着した陶磁器くず又はがれき類	
	ポリ塩化ビフェニル処理物	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したもので環境省令で定める基準に適合しないもの	
	廃水銀等	特定の施設等から発生した廃水銀及び廃水銀化合物（水銀使用製品産業廃棄物 ^{注1} 及び水銀含有ばいじん等 ^{注2} を除く。）、廃棄物処理施設等で回収した廃水銀、廃水銀等を処分するために処理したものであり環境省令で定める基準に適合しないもの	
	廃 石 綿 等 ^{注3}	建築物その他工作物から除去した石綿、石綿含有保温材、作業に用いたプラスチックシート、防じんマスク、発じん機又は集じん機で集められた石綿等	
	その他の有害産業廃棄物	特定の施設等から発生した燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん等のうち、有害物質が環境省令で定める判定基準に適合しないもの	

注1：水銀使用製品産業廃棄物とは、水銀使用製品（水銀電池、水銀圧力計、蛍光灯等及びこれらが組込まれた製品）が産業廃棄物となったもの。

注2：水銀含有ばいじん等とは、特別管理産業廃棄物に該当しない廃棄物のうち、水銀を一定以上含む燃え殻、鉱さい、汚泥、ばいじん、廃酸、廃アルカリをいう。

注3：アスベストを含む廃棄物は、特別管理産業廃棄物の廃石綿等の他に石綿含有産業廃棄物がある。石綿含有産業廃棄物とは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。（ただし、廃石綿等を除く。）

3.4 産業廃棄物処理業による処理の実績

3.4.1 産業廃棄物処理業による中間処理の実績（2019・2020年度）

（単位：t）

種 類		県内廃棄物		県外廃棄物		合計	
		2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
産業 廃棄物	燃え殻	18,463	7,655	50,229	25,149	68,692	32,804
	汚泥	661,625	765,300	1,157,352	933,928	1,818,977	1,699,228
	うち建設汚泥	319,202	425,468	1,002,373	786,613	1,321,575	1,212,082
	廃油	81,838	77,576	55,416	47,364	137,253	124,940
	廃酸	6,257	5,567	24,617	15,269	30,874	20,836
	廃アルカリ	31,666	35,327	35,929	33,874	67,596	69,201
	廃プラスチック類	360,438	342,024	229,622	191,479	590,060	533,504
	紙くず	49,693	41,334	37,648	27,999	87,340	69,333
	木くず	452,656	440,408	206,853	183,593	659,509	624,002
	繊維くず	10,662	10,146	7,861	10,410	18,523	20,557
	動植物性残さ	47,162	57,591	61,824	60,929	108,987	118,520
	がれき類	3,155,196	3,469,006	1,817,397	1,577,315	4,972,593	5,046,321
	金属くず	78,446	74,406	63,794	65,414	142,240	139,820
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	305,668	242,822	360,014	282,827	665,682	525,649
	鋳さい	18,920	10,143	49,385	46,341	68,305	56,484
	ゴムくず	175	136	245	162	420	299
	ばいじん	27,469	32,248	141,718	91,138	169,187	123,387
	動物の死体	2	0	0	0	2	0
	動物系固形不要物	0	0	26	25	26	25
	動物のふん尿等	2,805	2,754	0	0	2,805	2,754
	その他	0	0	0	0	0	0
	小 計	5,309,141	5,614,450	4,299,928	3,593,222	9,609,068	9,207,672
産業 廃棄物 特別 管理	廃油	17,879	15,137	19,740	17,986	37,619	33,123
	廃酸	47,595	43,163	19,384	15,463	66,979	58,627
	廃アルカリ	12,697	13,577	6,368	10,760	19,065	24,338
	感染性産業廃棄物	16,045	17,351	11,181	11,840	27,227	29,192
	特定有害廃棄物	18,566	22,521	17,061	14,005	35,626	36,526
	小 計	112,782	111,751	73,734	70,056	186,516	181,808
合 計		5,421,922	5,726,202	4,373,662	3,663,279	9,795,584	9,389,481
県内・県外の割合（%）		55.4	61.0	44.6	39.0	100	100

注：千葉市、船橋市、柏市分を含む。

3.4.2 産業廃棄物処理業による最終処分の実績（2019・2020年度）

（単位：t）

種 類		県内廃棄物		県外廃棄物		合計	
		2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
産業廃棄物	燃え殻	23,945	25,986	945	1,128	24,890	27,114
	汚泥	69,903	48,486	17,964	17,857	87,868	66,343
	うち建設汚泥	5,735	0	0	0	5,735	0
	廃プラスチック類	26,629	20,260	25,063	23,985	51,692	44,245
	紙くず	425	620	1,005	411	1,430	1,032
	木くず	6,585	1,308	230	605	6,815	1,914
	繊維くず	377	617	240	375	616	992
	動植物性残さ	24	21	275	0	299	21
	ゴムくず	20	16	28	69	49	86
	金属くず	1,908	2,092	1,579	1,884	3,487	3,977
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	51,527	36,331	36,128	34,652	87,655	70,984
	がれき類	51,312	44,952	44,696	34,678	96,008	79,630
	鉱さい	2,220	3,927	556	729	2,776	4,656
	ばいじん	7,755	8,555	1	0	7,756	8,556
	その他	0	0	681	109	682	109
	小 計	242,631	193,176	129,391	116,487	372,022	309,664
特別管理産業廃棄物（廃石綿等）		41	177	0	0	41	177
合 計		242,672	193,354	129,391	116,487	372,063	309,842
県内・県外の割合（%）		65.2	62.4	34.8	37.6	100	100

注：千葉市、船橋市、柏市分を含む。

3.5 廃棄物処理法第15条に規定する許可施設の設置状況（2022年3月末現在）

種別	種類内容	排出事業者	処理業者	合計
中間処理施設	汚泥の脱水施設	41	17	58
	汚泥の乾燥施設（機械乾燥）	8	6	14
	汚泥の乾燥施設（天日乾燥）	1	1	2
	汚泥の焼却施設	6	25	31
	廃油の油水分離施設	3	15	18
	廃油の焼却施設	9	22	31
	廃酸又は廃アルカリの中和施設	1	3	4
	廃プラスチック類の破碎施設	0	88	88
	廃プラスチック類の焼却施設	2	29	31
	木くず又はがれき類の破碎施設	19	204	223
	金属等を含む汚泥のコンクリート固化施設	0	0	0
	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	0	0	0
	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	1	0	1
	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設	0	0	0
	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設	0	0	0
	ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	0	0	0
	木くず等の焼却施設	4	34	38
	合 計	95	444	539
最終処分場	安定型	3	7	10
	管理型	3	6	9
	遮断型	1	0	1
	合 計	7	13	20

注1：千葉市、船橋市、柏市内の施設を含む。

注2：最終処分場は残余容量が0及び閉鎖した施設は除き、公共施設を含む。

注3：施設数は、種類内容の区分に従った延べ施設数。

3.6 県廃棄物条例に基づく許可施設の設置状況(2022 年 3 月末現在)

種類	排出事業者	処理業者	合計
焼却施設	21	3	24
破砕施設	8	84	92
積替保管場	40	0	40
合計	69	87	156

3.7 産業廃棄物処理業者に係る許可業者数(2022 年 3 月末現在)

業区分		収集 運搬業	処分業							合計
年度	種類	収集運搬のみ	小計	中間 処理	最終 処分	収 運 + 中間	収 運 + 最終	中間 + 最終	収 運 + 中間 + 最終	
2020 年度	産廃	10,079	293	72	3	212	4	0	2	10,372
	特管	821	32	12	1	19	0	0	0	853
	許可業者数※	10,172	295	74	3	212	4	0	2	10,467
2021 年度	産廃	10,607	288	73	5	206	2	0	2	10,895
	特管	844	32	12	1	19	0	0	0	876
	許可業者数※	10,687	290	75	5	206	2	0	2	10,977

注：政令市（千葉市、船橋市、柏市）の許可は含まない

※産廃、特管両方の許可を持っている業者がいるため、産廃、特管の合計と必ずしも一致しない

3.8 県内のPCB廃棄物の保管量、PCB使用製品の使用量（2021年3月末現在）

	PCB廃棄物の種類（単位）	PCB濃度 5,000mg/kg 超 （高濃度 PCB 廃棄物） （注 1）		PCB濃度 5,000mg/kg 以下 （低濃度 PCB 廃棄物） （注 1）	
		保管量	使用量	保管量	使用量
変圧器、 コンデンサー、 PCB油等	変圧器（台）	28	2	1,715	2,057
	コンデンサー（3kg以上）（台）	1,154	49	1,506	639
	PCBを含む油（kg）	3,560	0	239,941	981
	柱上変圧器（台）（注 2）	0	0	7	1
	電気事業者の柱上変圧器（台）（注 3）	0	0	9,148	297
安定器 及び 汚染物等	コンデンサー（3kg未満）（台）	14,454	8	21,275	49
	安定器（台）	114,960	2,445	6,447	292
	その他の機器等（台）（注 4）	223	0	1,564	687
	感圧複写紙（kg）	18	0	4,293	0
	ウェス（kg）	5,435	0	2,952	0
	OFケーブル（kg）	0	0	17,310	141,612
	汚泥（kg）	24,885	0	12,508	0
	塗膜（kg）	22	0	1,555	4,100
	その他（kg）（注 5）	51,951	0	626,942	30,143

注 1：PCB特別措置法第 8 条第 1 項の規定に基づき保管事業者から届出された保管量及び使用量。

ドラム缶等の各種容器にまとめて保管している場合等、台数（個数）や重量で計上できないものがある。PCBを含む油、感圧複写紙、ウェス、汚泥、塗膜及びその他の数量について、体積で届出がなされたものについては、1L=1kg として重量に換算し計上している。なお、低濃度 PCB 廃棄物には、濃度不明（低濃度疑い物）も含む。

注 2：電気事業者の柱上変圧器を除く。

注 3：東京電力パワーグリッド株式会社が所有するもの。

注 4：「その他の機器等」とは、開閉器、遮断器、リアクトル、放電コイル等をいう。このうち大型物は、変圧器、コンデンサー、PCB 油等に分類される。

注 5：「その他」とは、がれき類、分析時の採油用具、保管容器等の PCB 汚染物等の機器のうち PCB に汚染されたものをいう。このうち、保管容器は変圧器、コンデンサー、PCB 油等に分類される。

注 6：千葉市、船橋市、柏市分も含む

3.9 自動車リサイクル法に基づく県内事業者の登録・許可状況（2022年3月末現在）

業 種	引取業者	フロン類 回収業者	解体業者	破砕業者
県内（下記を除く）	1,167	524	341	38
千葉市	141	68	49	6
船橋市	50	7	2	1
柏 市	75	34	22	3
合 計	1,433	633	414	48